

公共下水道事業説明会

令和4年8月



6 安全な水とトイレ
を世界中に



14 海の豊かさを
守ろう



大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

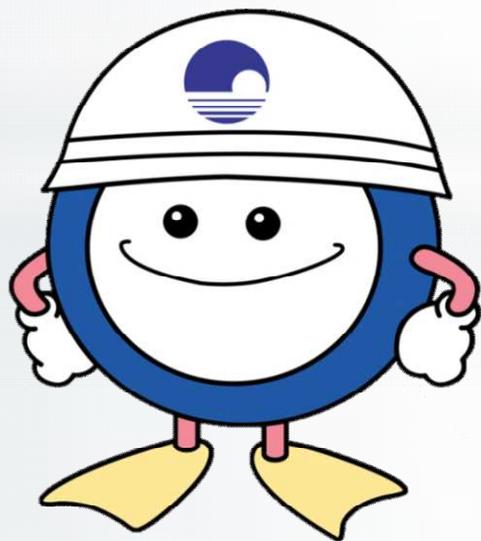
大野市公共下水道について

説明内容

- ①下水道事業・工事について
- ②手続き・費用について

大野市公共下水道事業

① 下水道事業・工事について



下水道事業の流れ

下水道事業事前調査等説明会

- ・ 試掘調査や詳細設計の内容の説明

H29～R3

下水道工事説明会

- ・ 下水道工事着手に伴う説明

R4.8

下水道工事

- ・ 下水道工事を実施

R5から5年かけて、泉町2区、3区、清瀧区（赤根川右岸側）のエリアを工事します

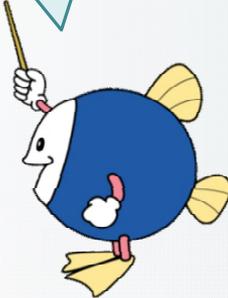
下水道供用開始説明会

- ・ 下水道利用に関すること及び受益者負担金の説明

排水設備工事（個人で実施）

- ・ 下水道が利用できるようになります

今回は
ここ



公共下水道整備計画図

全体計画整備面積

: 917.5ha

事業着手 : 平成 8年度

目標年度 : 令和12年度

令和3年度末

整備済み面積 (黒色)

: 711.5ha

(約78%)



工事施工済の区域 (令和4年4月現在)

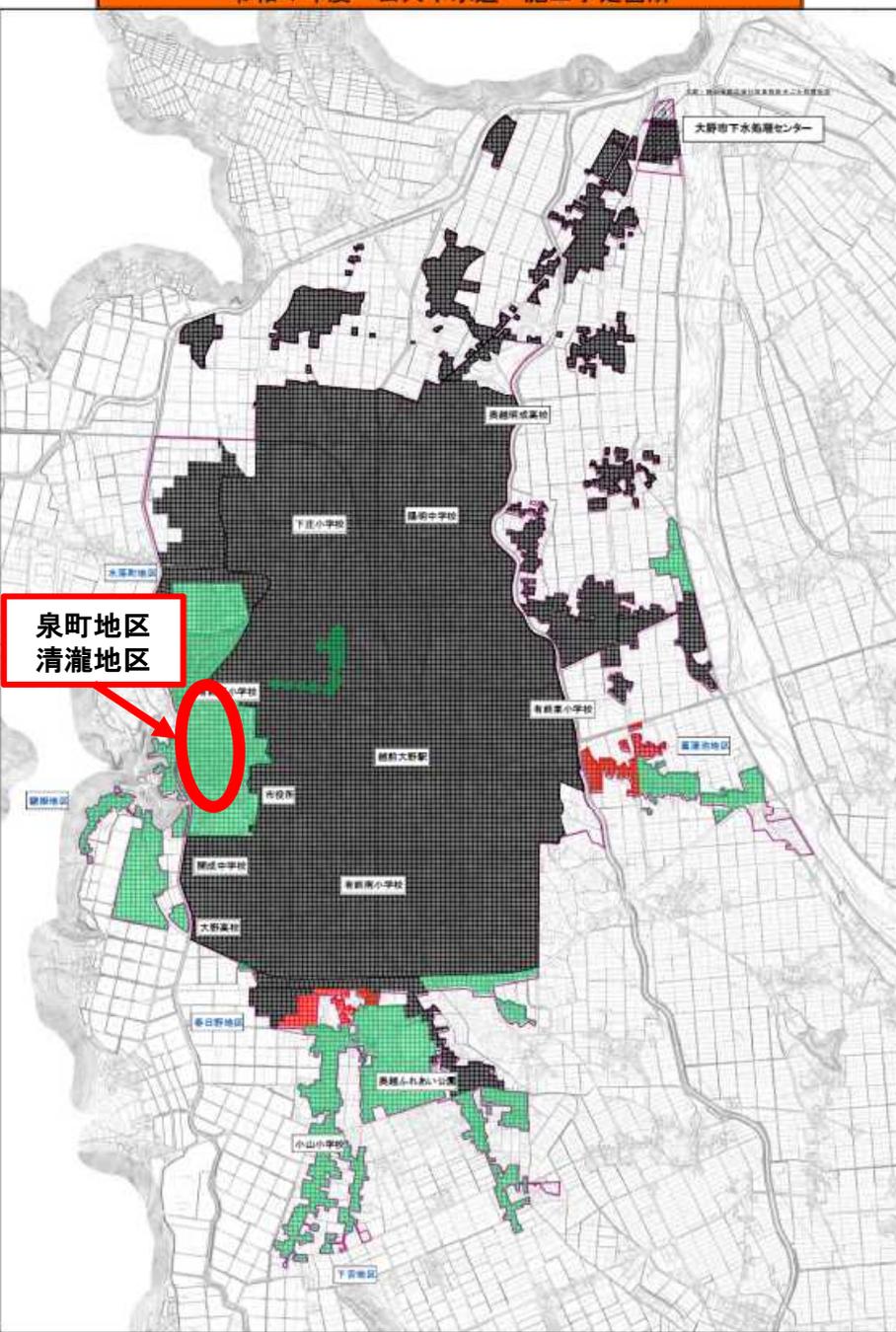


令和4年度施工区域

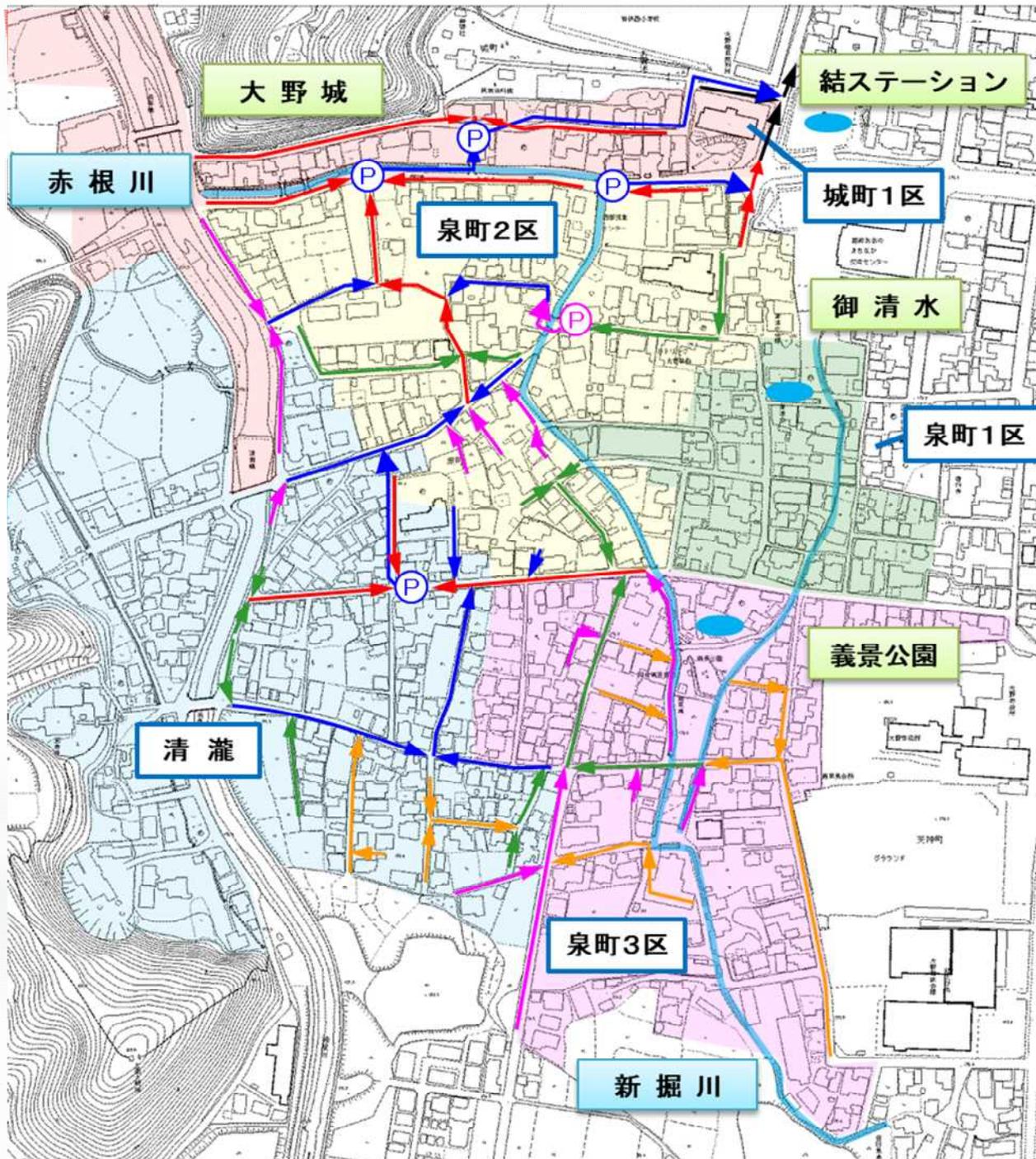


令和5年度以降施工区域

泉町地区
清瀧地区

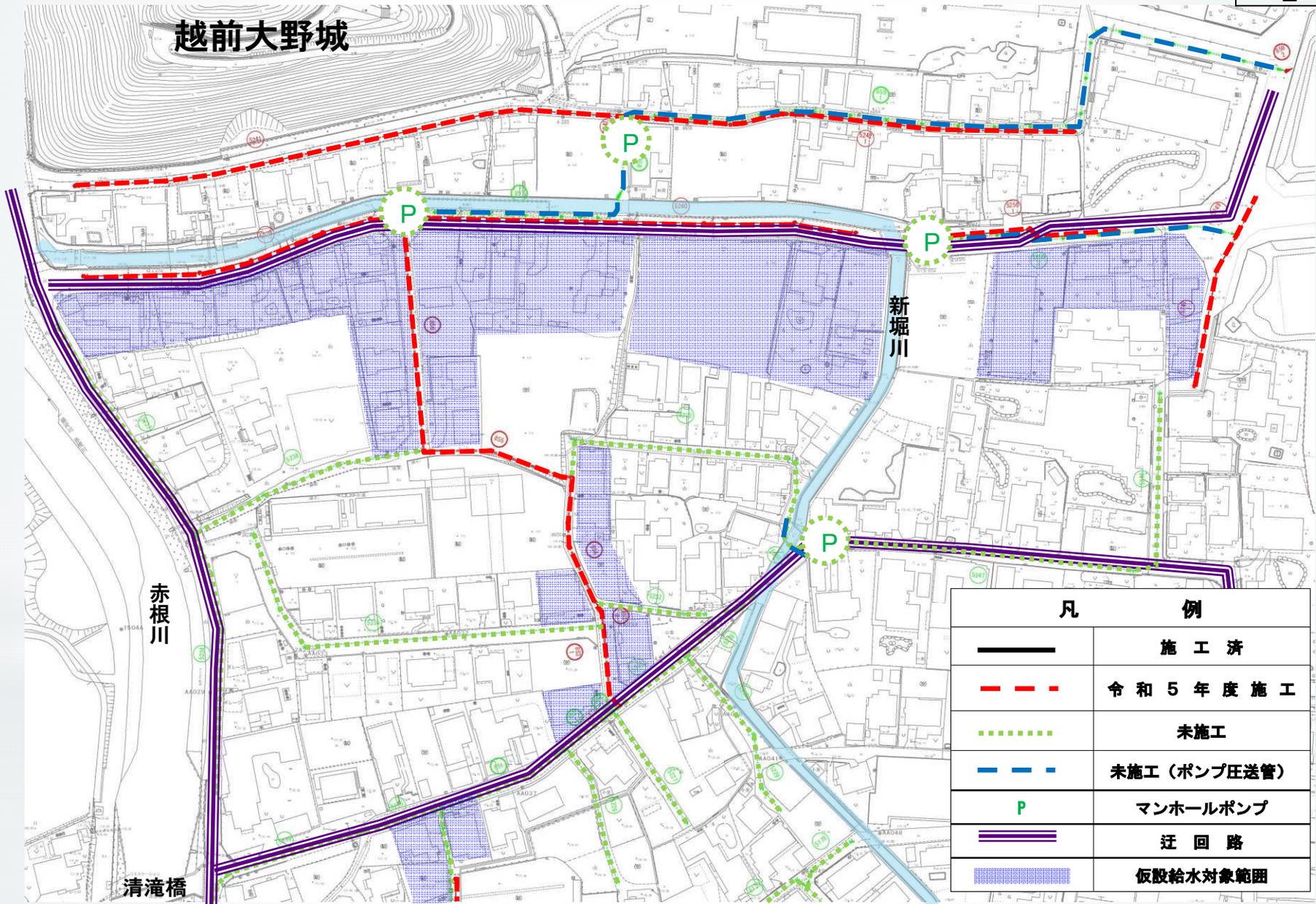
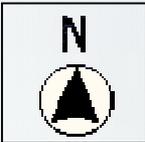


■ 施工予定 年度割図



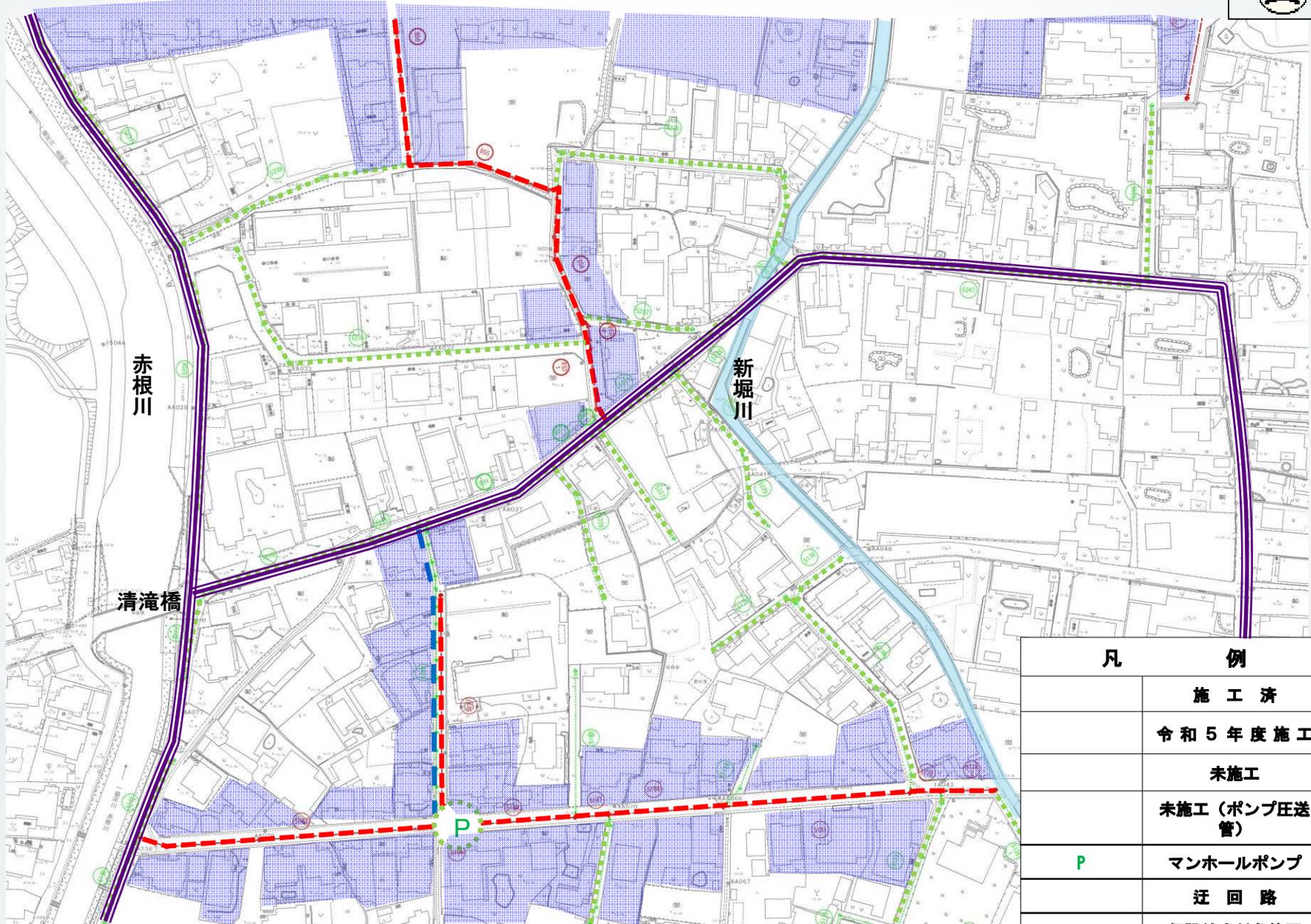
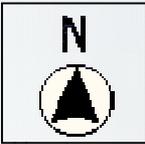
- 【年度計画について】
- ・ 1年間の工事期間は10月から12月末までの約3ヶ月間。
 - ・ 迂回する道路を確保。
 - ・ 仮設給水・ウェルポイントの施工は10月までに実施。
 - ・ 施工状況によって年度計画を見直します。

令和5年度 施工予定箇所詳細図



凡 例	
	施工済
	令和5年度施工
	未施工
	未施工 (ポンプ圧送管)
	マンホールポンプ
	迂回路
	仮設給水対象範囲

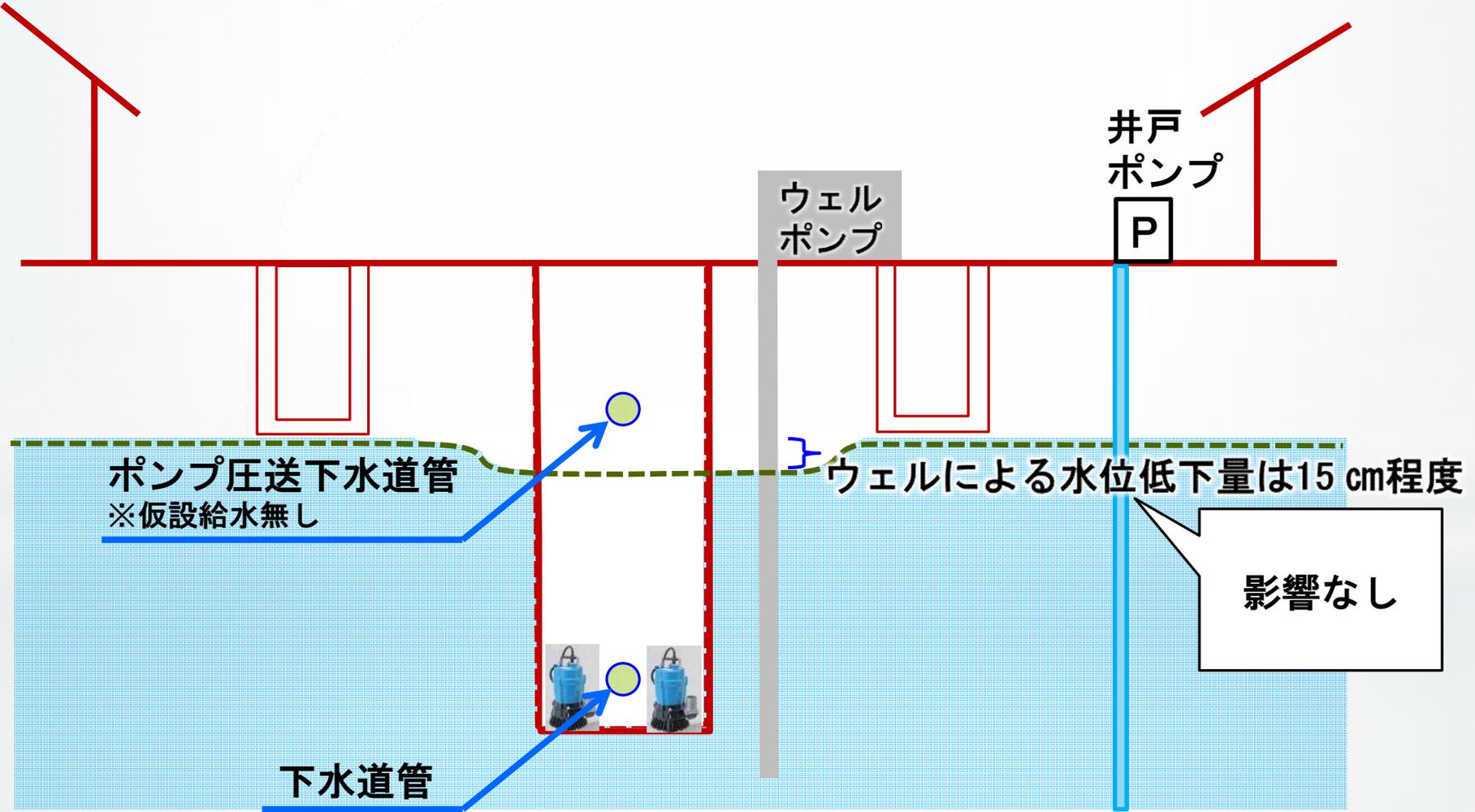
令和5年度 施工予定箇所詳細図



凡 例	
	施工済
	令和5年度施工
	未施工
	未施工（ポンプ圧送管）
P	マンホールポンプ
	迂回路
	仮設給水対象範囲

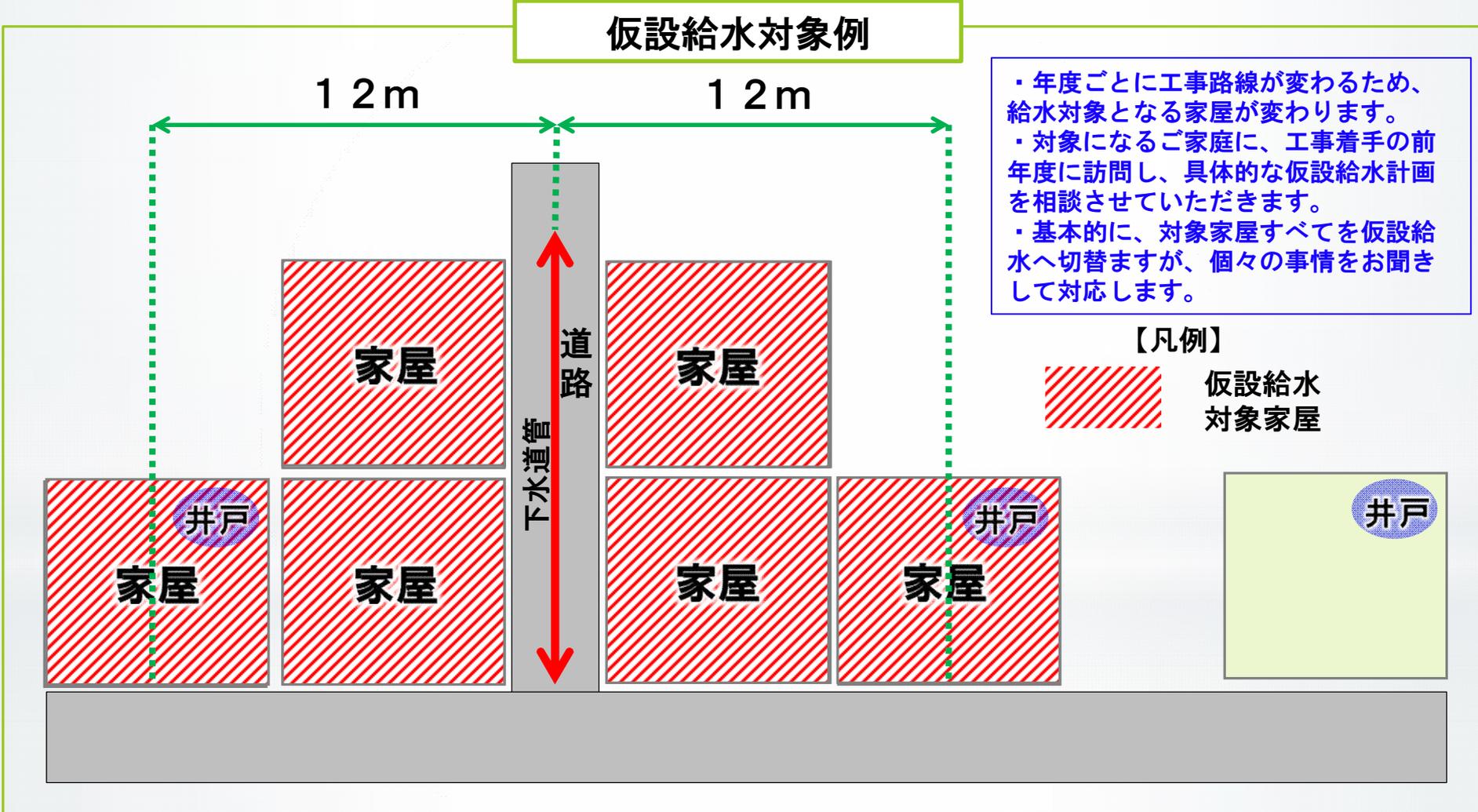
仮設給水について

過年度の事前調査では、井戸ポンプへの影響は見られませんでしたでしたが、不測の事態に備え、下水道管工事路線の家屋を対象に仮設給水管を布設します。
※部分的に施工するポンプ圧送の下水道管は浅く埋設するため仮設給水の対象外とします。

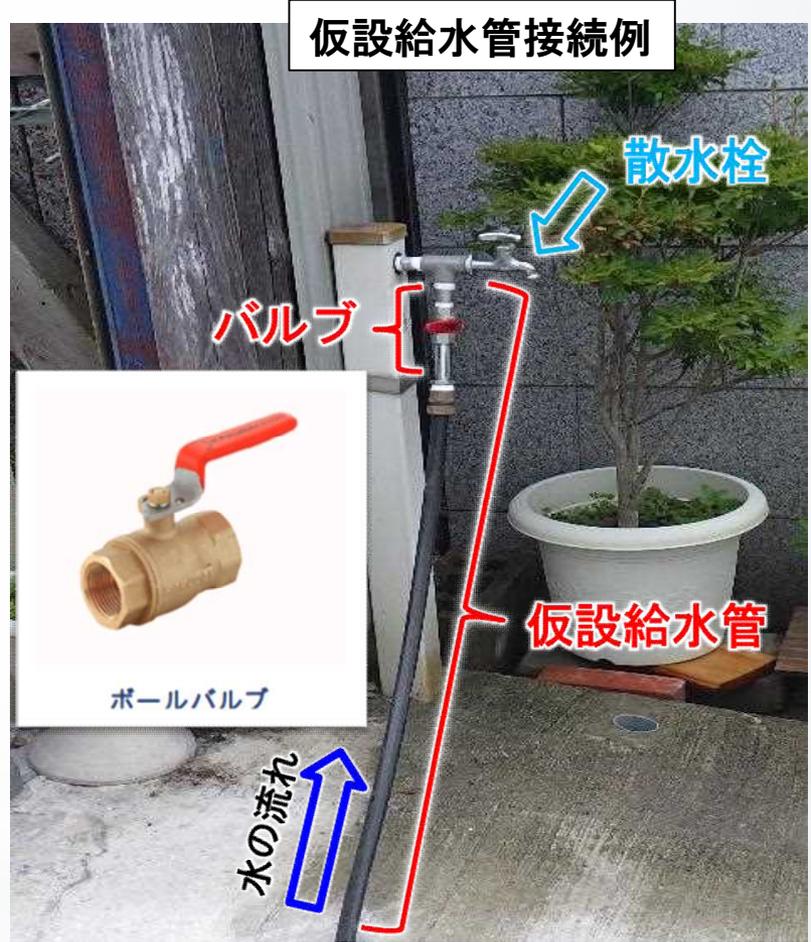
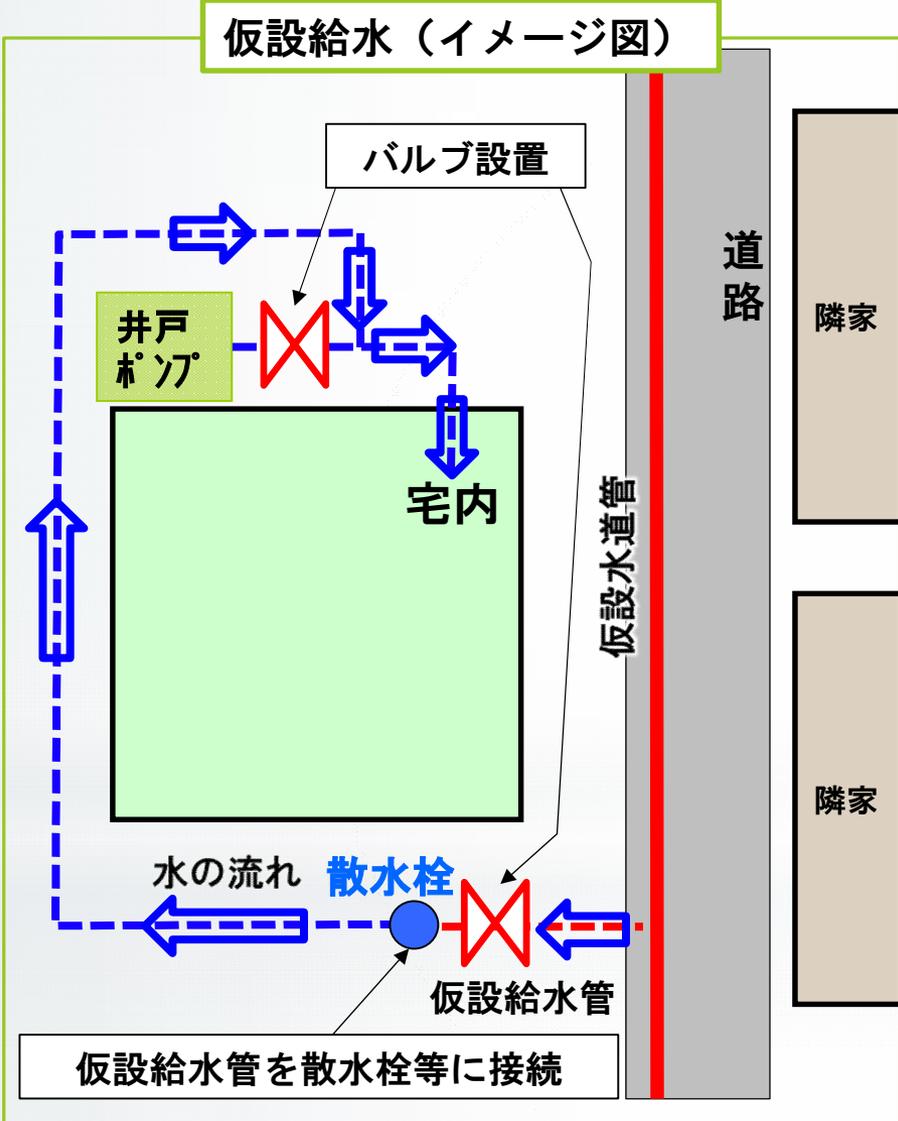


仮設給水対象家屋について

- ① 工事路線に接する家屋（ポンプ圧送管は除く）
- ② 工事路線の下水道管から12m付近に井戸がある家屋



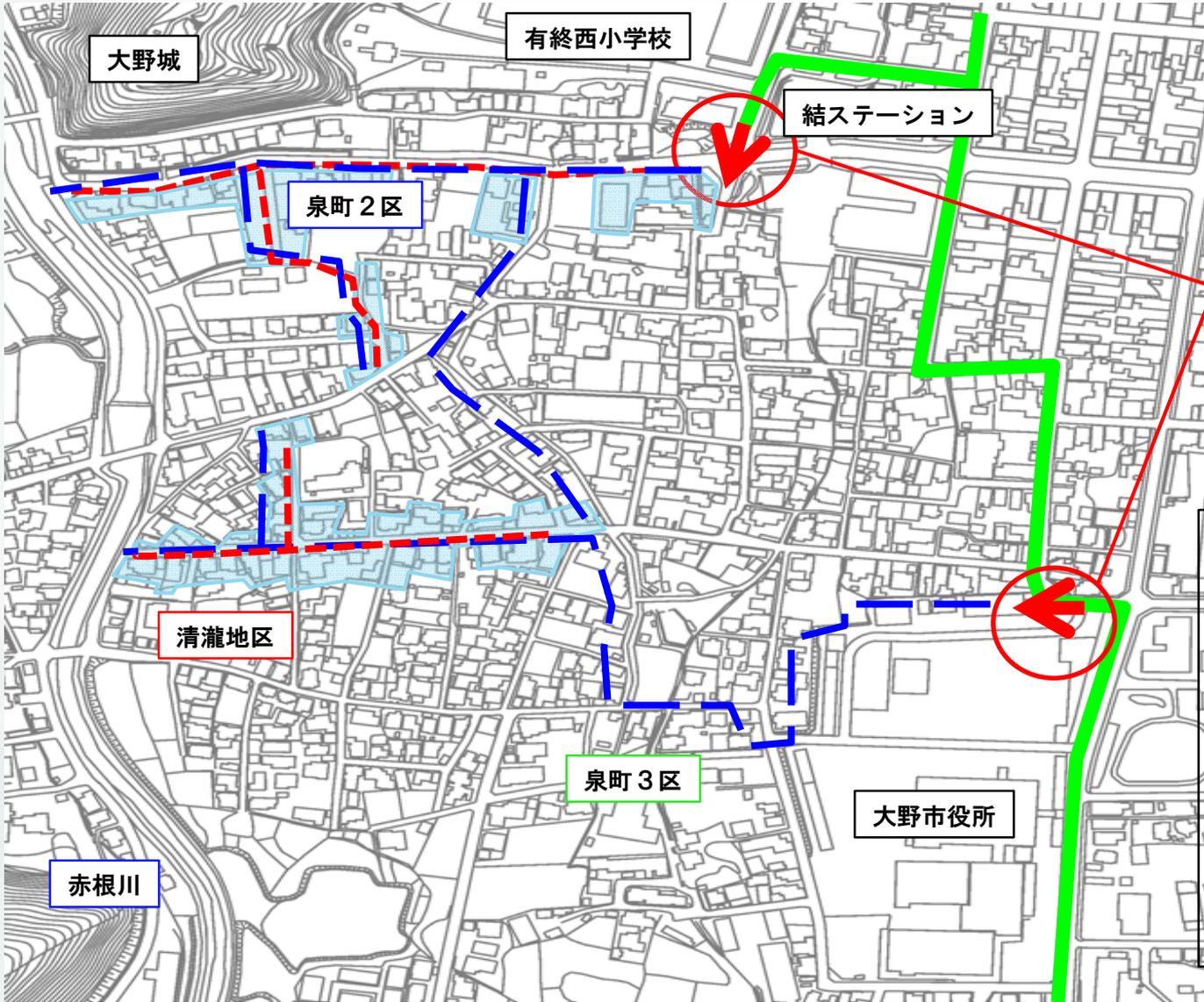
仮設給水計画(各戸への給水方法)



【仮設給水の設置工事、撤去工事について】
仮設給水の設置工事・撤去工事は、事前に井戸水の水質検査を行い、水質検査の結果や水量、水圧に問題がないことを確認したうえで施工します。

仮設給水の工事費ならびに使用料金について、個人への負担は発生しません。

令和5年度 仮設給水計画(仮設水道管設置区域)



上水道本管から、仮設水道管を取り出し、町内に水を供給します。

- 【凡例】
- 上水道本管
 - R5工事箇所
 - R5仮設区域
 - R5仮設給水管(案)

仮設給水計画(布設イメージ)



仮設給水計画(布設イメージ)



仮設給水計画(施工例)

水路からの取り出し例①



水路からの取り出し例②



三角コーン等で注意喚起

露出部配管



水路内布設



流れを阻害しない
場所に布設

調査票兼同意書

各家庭を訪問し、公共ますの設置箇所を聞き取ります

公共ますの設置調査 兼 同意書

この用紙は、大野市公共下水道の事業実施に当たり、各家庭の公共ます設置箇所を調査し、設置に同意をお願いするものです。

なお、建物の所有者と土地の所有者が、異なる場合は、あらかじめ**土地所有者の方の同意を得た上で**、本用紙を御提出ください。

<公共ます(公設汚水ます)について>

○設置箇所

官民境界線より民地側へ1m以内に設置します。
下水道計画上、希望箇所と異なる場合もありますので御了承ください。
公共ますから家屋までの排水設備費は個人負担となります。

○構造

大きさは、直径20cmの円形で塩化ビニル製です。

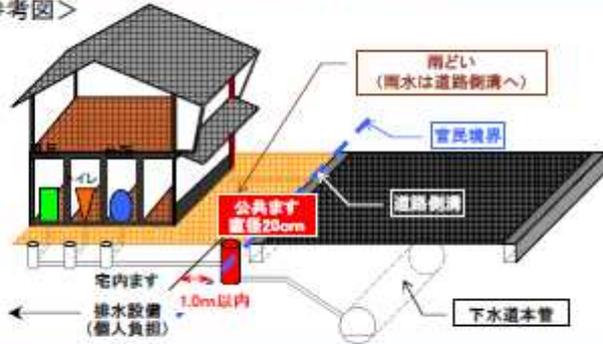
○最終確認

工事の際に御本人と立会いをして決定しますので、御協力をお願いします。

○公共ますの管理

公共ますは、市の所有となりますので、市が管理します。

<参考図>



<受益者負担金について>

公共下水道が整備され、使用(供用)開始になりますと、受益者負担金が発生します。

○受益者負担金の算定方法

$$\begin{aligned} \text{受益者負担金} &= \text{戸数均等割額} + \text{面積割額} \\ &= [150,000(\text{円}/\text{戸})] + [\text{土地面積}(\text{m}^2) \times 300(\text{円}/\text{m}^2)] \end{aligned}$$

受益者負担金の中に、公共ます1個の設置費用が含まれます。

例) 宅地面積 330.58m²(100坪)の場合

$$\text{受益者負担金} = 150,000\text{円} + 330.58\text{m}^2 \times 300\text{円} = 249,174\text{円}(100\text{円未満切捨て)}$$

○受益者(費用負担する人)

一般的には建物の所有者です。

○受益者負担金の案内

受益者負担金が発生する前年に土地所有者へ案内します。土地所有者と建物の所有者連名で申告書を提出していただきます。

お問い合わせは、大野市くらし環境部上下水道課までご連絡ください。

TEL(0779)-66-1111 内線65-(51~60) 直通(0779)65-7670 調査担当:

平面図

公共ます
設置希望箇所に「○」
を記入してください。

公共ますを、上記位置に希望します。

住所

TEL

氏名

㊞

土地所有者

上記内容について、同意します。

住所

氏名

㊞

受益者負担金について説明を受けました。(説明年月日: 令和 年 月 日)

<説明内容>

公共下水道が使用(供用)開始になると、受益者負担金が発生します。

負担金の額は、以下のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{受益者負担金} &= \text{戸数均等割額} + \text{面積割額} \\ &= 150,000(\text{円}/\text{戸}) + \text{土地面積}(\text{m}^2) \times 300(\text{円}/\text{m}^2) \end{aligned}$$

※ 受益者負担金は、公共ますを設置できない場合にも発生します。(面積割額)

㊞

調査担当
(上下水道課職員)

(回収日 令和 年 月 日)

調査票記入部

平 面 図	
公共ますを、上記位置に希望します。	住所
	TEL
	氏名
土地所有者	上記内容について、同意します。
住所	氏名
受益者負担金について説明を受けました。(説明年月日: 令和 年 月 日)	
<p><説明内容></p> <p>公共下水道が使用(供用)開始になると、受益者負担金が発生します。</p> <p>負担金の額は、以下のとおりです。</p> <p>受益者負担金 = 戸数均等割額 + 面積割額 = 150,000(円/戸) + 土地面積(m²) × 300(円/m²)</p> <p>※ 受益者負担金は、公共ますを設置できない場合にも発生します。(面積割額)</p>	
調査担当 (上下水道課職員)	(回収日: 令和 年 月 日)

設置希望箇所に◎を記入

家屋所有者の住所、
電話番号、氏名を記入、押印

土地所有者の確認

受益者負担金の説明を
受けた確認印